

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 14 日	
枚方市長 殿	
	住 所 大阪府枚方市池之宮4丁目17番1号 提出者 日本精線株式会社 枚方工場 氏 名 常務執行役員 枚方工場長 大塚 雅彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072 (840) 1261
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本精線株式会社 枚方工場
事業場の所在地	大阪府枚方市池之宮4丁目17番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2238 伸線業
② 事業の規模	310億円（令和5年度の製品出荷額）
③ 従業員数	533人（2024年4月1日時点）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本商業規格 A列4番）

住 所				名 称				出 発 地				電 話 番 号				FAX			
住所				名称				国・都道府県				電話番号				FAX番号			
大阪府枚方市池之内4-17-1				日本精練株式会社 枚方工場				大阪府				072(640)1364				072(640)1374			

コード	名称	計 算 式										注 意 事 項									
		① 排出量(t)	② 自社工場発生量(t)	③ 自社工場発生量(t)	④ 自社工場発生量(t)	⑤ 自社工場発生量(t)	⑥ 自社工場発生量(t)	⑦ 自社工場発生量(t)	⑧ 自社工場発生量(t)	⑨ 自社工場発生量(t)	⑩ 自社工場発生量(t)	⑪ 自社工場発生量(t)	⑫ 自社工場発生量(t)	⑬ 自社工場発生量(t)	⑭ 自社工場発生量(t)	⑮ 自社工場発生量(t)	⑯ 自社工場発生量(t)	⑰ 自社工場発生量(t)	⑱ 自社工場発生量(t)	⑲ 自社工場発生量(t)	⑳ 自社工場発生量(t)
1	7000 ① 燃えやすい廃油	0.4																			
2	7010 ② 燃えやすい廃油 (基準を超える)	-																			
3	7100 ③ PH2以下の廃酸	546																			
4	7200 ④ PH12以上の廃アルカリ	14																			
5	7300 ⑤ 腐食性廃棄物	0.008																			
6	7410 ⑥ PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0.025																			
7	7411 ⑦ 汚染PCB	-																			
8	7421 ⑧ 炭石綿	-																			
9	7426 ⑨ 汚泥(基準値を超える汚泥を含む)	1.0																			
10	⑩																				
11	⑪																				
12	⑫																				
13	⑬																				
14	⑭																				
15	⑮																				
16	⑯																				
17	⑰																				
18	⑱																				
19	⑲																				
20	⑳																				
合計		562																			

(注) ⑩～⑲は排出量として記載する。ただし、発生が微量である場合は小数量以下(3kg未満)で記載は可。また、前年度より排出量が増加した場合は、小数量以下(3kg未満)で記載は不可。

【今年度(令和 8 年度)目標】

住 所		名 称		担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を発生する事業を組織的に管理する者の住所	特別管理産業廃棄物を発生する事業を組織的に管理する事業の名称	特別管理産業廃棄物の発生場所	電話番号	FAX	担当部署の名称	担当部署の電話番号	担当部署のFAX	担当部署の電子メールアドレス
						072(840)1364	072(840)1374	
大阪府枚方市池之宮4-17-1		日本精線株式会社 枚方工場		設備部				

特別管理産業廃棄物の種類 コード	名 称	計 画 の 実 施 状 況										3+4+5 自ら発生した 廃棄物の量を 行った量(%)
		① 排出量(%)	② 自ら発生した 廃棄物の量を 行った量(%)	③ 自ら発生した 廃棄物の量を 行った量(%)	④ 自ら発生した 廃棄物の量を 行った量(%)	⑤ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	⑥ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	⑦ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	⑧ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	⑨ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	⑩ ④のうち、自ら 発生した量を 行った量(%)	
1	7000 ① 燃えやすい廃油	0.4										
2	7010 ② 燃えやすい廃油 (注を参照)											
3	7100 ③ PH2以下の廃酸	518										
4	7200 ④ PH12以上の7%以下	14										
5	7300 ⑤ 感染性廃棄物	0.008										
6	7410 ⑥ PCB等・PCB汚染 物・PCB処理物	0.025										
7	7411 ⑦ 炭素											
8	7421 ⑧ 炭素											
9	7425 ⑨ 汚泥(基準値を 超える有害物を含む)	1.0										
10	⑩											
11	⑪											
12	⑫											
13	⑬											
14	⑭											
15	⑮											
16	⑯											
17	⑰											
18	⑱											
19	⑲											
20	⑳											
合計		534										534

(注) ⑩～⑳の欄は、①～⑨の欄の合計値を記入し、①～⑨の欄の合計値が534であることを確認する。①～⑨の欄の合計値が534でない場合は、①～⑨の欄の合計値を534と記入する。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 使用薬剤の更新延長を図る ・ 強酸の一部を再利用		
②計画	【今年度（令和 6 年度）目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 強酸の社内無害化処理方法を探索する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 発生部門毎に廃棄物の種類別に分別を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・実績なし		
②計画	【今年度（令和 6 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・予定なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・強酸の一部を社内で中和及び脱水後残渣（汚泥）を社内処理及び処理能力を増強する。			
②計画	【今年度（令和 6 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・現状を継続			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【今年度（令和 6 年度）目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・優良認定業者への処理委託優先 ・低濃度PCBの処分、高濃度PCB廃棄物のJESCO登録 ・収集運搬・処分業者へ定期的に処理状況の確認を実施		

②計画	【今年度（令和 6 年度）目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者への処理委託優先 ・収集運搬・処分業者へ定期的に処理状況の確認を実施 ・再生利用する産廃業者の探索		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	561 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) ・新たに使用する者へのJWNET操作体験セミナー参加		

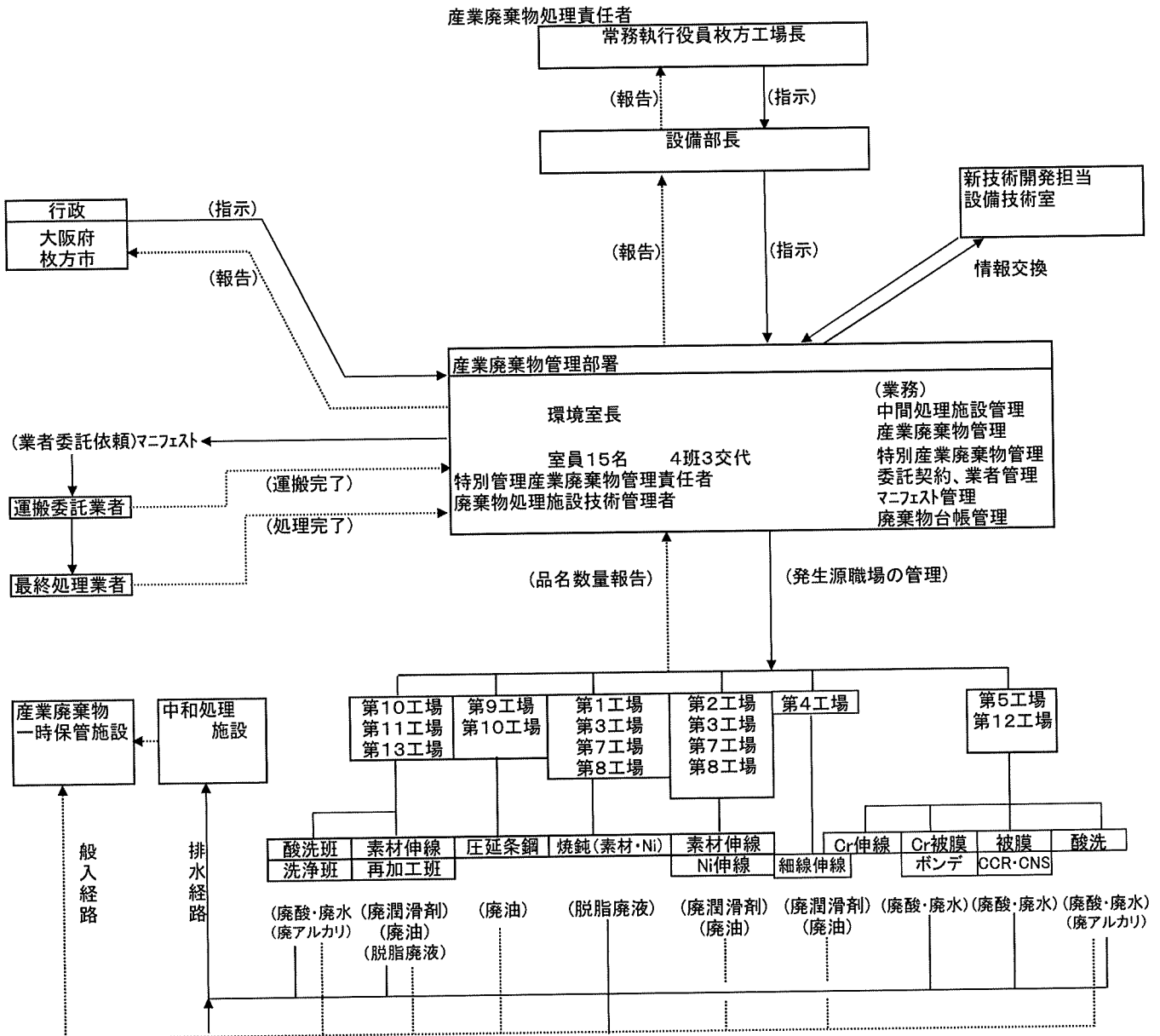
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

日本精線株式会社枚方工場 産業廃棄物管理組織図

作成 2001/04/02
改訂 2023/4/1
日本精線株式会社枚方工場
設備部 環境室 作成



2023年度処理工程フロー図

特管のみ

